



北1条通

自転車走行空間を

ご利用ください。

自転車は道路交通法上、軽車両として扱われ、子どもや高齢の方などを除いて、車道を走行するのが原則です。また、車道の左側を走行しなければなりません。

このルールを自転車利用者と自動車等のドライバーに明確にし、「歩道における歩行者」と「車道における自転車」の安全性の向上を目的として、車道の左側に自転車走行指導帯（青色のカラー舗装）を設置しています。



設置区間 (L=550m)
北1条通(西4丁目~西7丁目)

■ 自転車に係わる主なルール

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。

従って、歩道等と車道の区別がある道路においては、車道を通行しなければなりません。

（道路交通法第17条第1項）

例外的に歩道を通行できる場合

- 道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき
- 自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等であるとき
- 車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

（道路交通法第18条第1項）



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止しなければなりません。

（道路交通法第63条第4項）



④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 携帯電話の使用禁止
- イヤホン等の使用禁止
- 傘さし運転などの禁止

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



札幌都心部自転車対策連絡協議会

協議会構成団体：北海道モビリティデザイン研究会、NPO法人自転車活用推進研究会、札幌駅前通まちづくり(株)、札幌大通まちづくり(株)、北海道警察札幌市、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部、寒地土木研究所、NPO法人エコ・モビリティサポロ、札幌サイクリング協会

■ 基本ルール



自転車は**車道走行**が原則です。車道は**左側走行**が義務です。

自転車は道路交通法上、軽車両として扱われ、車道を走行するのが原則です。また、車道の左側を走行しなければなりません。子どもや高齢者の方、あるいは車道が危険な場合など、歩道の車道寄りを「徐行(すぐ止まれる速度)」で通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは一時停止してください。



クルマ(自動車)が自転車を追い越す場合は**安全なスピードで間隔(1.5m以上)**をあけてください。

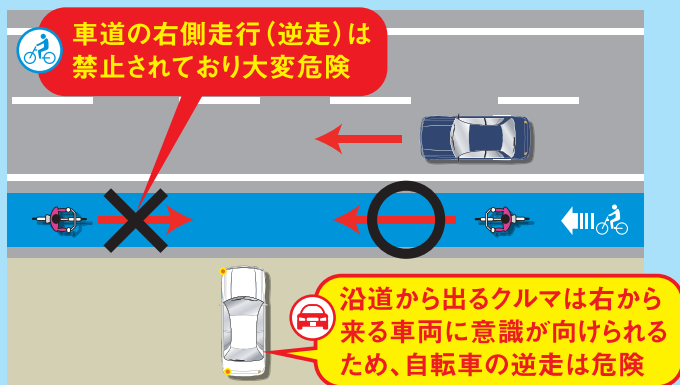


自転車走行空間設置区間内は**駐車禁止**区間です。

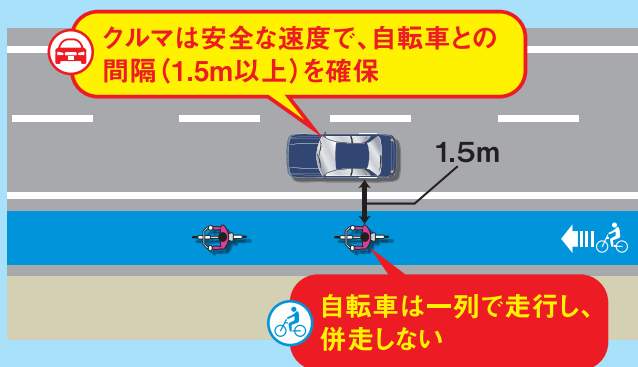
客待ち、荷待ち、5分を超える貨物の積み下ろし、運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態にある場合は「駐車」となり法令違反となります。又バスレーンが設置されている北側では7:30~9:00の間は駐停車禁止となります。

■ 通行する際の留意点

● 自転車の右側走行(逆走)は禁止



● クルマが自転車の横を通過する場合



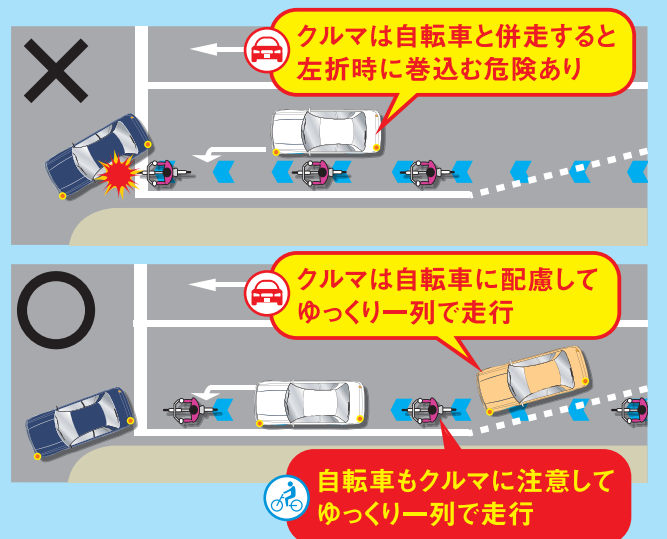
● バス等の大型車の横を通行する場合



● 路上停車車両がある場合



● 左折レーンを走行する場合



● バスが停車している場合

